

県有施設の吹き付けアスベスト処理方針

島根県アスベスト対策本部
平成17年11月29日決定

吹き付けアスベスト（「重量の1%を超えてアスベストを含有する吹き付け材を含む」をいう。以下同じ。）の施工されている施設について、国からの通知等を踏まえ、劣化の状況や施設の利用状況に応じて、次に定めるところにより対策工事を計画的に実施する。

1. 適用範囲

壁・天井等に露出して吹き付けアスベストが施工されている既存建築物を対象とする。

2. 工事実施方針

アスベストの劣化状況や施設の利用状況に応じて、次の順位で対策工事を実施する。

但し、緊急性、施設の利用状況、今後の改修解体工事計画等特殊な理由がある場合はこの限りではない。

(1) 工事実施順位

アスベスト状況 利用状況	イ 全体的に剥離 劣化が著しい	ロ 部分的に剥離 劣化している	ハ 安定している
継続的に利用 利用頻度の高い場所			
時々利用する場所			
ほとんど利用しない場所			

なお、「利用状況」は、原則として次により区分する。

「継続的に利用、利用頻度の高い場所」

ホール、事務室、教室、会議室、廊下、湯沸室等、人の出入りが多く常時使用する場所をいう。

「時々利用する場所」

倉庫、機械室、電気室等をいう。ただし、その場所に常時人がいる場合は「継続的に利用、利用頻度の高い場所」とする。

「ほとんど利用しない場所」

「時々利用する場所」で月に1～2回程度、点検時のみ立ち入る場所をいう。

(2) 工事実施時期

早急を実施する。

早急に現場調査のうえ可及的早期に実施する。

当面維持管理に留意し、適切な時期に実施する。

(3) 工事工法の選定については、原則として、次の指針による。

「既存建築物の吹き付けアスベスト粉じん飛散防止処理技術指針」

(昭和63年6月 財団法人日本建築センター)

3. その他

(1) アスベスト濃度の測定

工事を実施する際には、「公共建築改修工事標準仕様書」（国土交通省大臣官房官庁営繕部監修、平成16年版）によりアスベスト濃度の測定を行う。

(2) 対策状況の報告

関係部局は、吹き付けアスベストの施工施設について対策工事を実施した場合には、その内容を対策本部に報告する。